

2021.4.26

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No34

前週の No33 で埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県についても、まん延防止等重点措置が実施されることとなることをお知らせしました。しかしながら、全国的な感染拡大とともに、4月5日からまん延防止等重点措置を実施している大阪府や兵庫県では感染拡大と変異株の増加が続き、医療提供体制が非常に厳しい状況になっています。また、東京でも変異株の増加により深刻な事態が懸念されています。

こうした中、政府は4月23日(金)の7時00分～9時00分に開催された「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針分科会(第4回)」(尾身茂会長)に、3度目となる「緊急事態措置」を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県で実施すること、「まん延防止等重点措置」実施区域に愛媛県を追加すること等を内容とする基本的対処方針の改正を諮問し、了承されました。

これを受け、「第62回新型コロナウイルス感染症対策本部」が同日18時30分から50分まで首相官邸で開催され、4月25日(日)か5月11日(火)までの期間に3度目となる「緊急事態措置」を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県で実施するとともに、「まん延防止等重点措置」の対象区域に愛媛県を追加し、同じ期間で実施すること、宮城県と沖縄県も5月11日まで期間を延長すること、今回の緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの短期集中対策として、強力な対策を講じることなどが決定されました。

なお、緊急事態宣言下では国民の安定的な生活の確保のため、飲食料品など生活必需品の安定供給が求められます。このため、4月23日付で農林水産省と経済産業省から食品産業センター宛に食品の安定供給の確保等の通知文が発出されています。

今回は3度目となる緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の対象地域の追加、緊急事態宣言区域における取組、飲食料品の安定供給の確保等の通知について紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

## 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、以下の宣言が発令されました。

- 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日まで

- 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域

## 2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき 4 月 1 日の公示が次のように改正されました。

- まん延防止等重点措置を実施すべき期間

- ・宮城県については 4 月 5 日から 5 月 11 日まで
- ・沖縄県については 4 月 12 日から 5 月 11 日まで
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県  
については 4 月 20 日から 5 月 11 日まで
- ・愛媛県については 4 月 25 日から 5 月 11 日まで

- まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛知県及び沖縄県の区域とする。

## 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

4 月 23 日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする緊急事態宣言の発令、②愛媛県のまん延防止等重点措置の実施区域への追加、③緊急事態措置区域における徹底した感染防止策、④緊急事態措置区域、重点措置区域における医療提供体制等の確保のための全力をあげた取組、⑤外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限、職場への出勤、緊急事態宣言下における医療提供体制の確保等です。

基本的対処方針等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和3年4月23日変更）

([https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210423.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210423.pdf))

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

なお、緊急事態宣言区域における取組の概要については以下の URL から

([https://corona.go.jp/emergency/pdf/kinkyujitai\\_torikumi\\_20210423.pdf](https://corona.go.jp/emergency/pdf/kinkyujitai_torikumi_20210423.pdf))

まん延防止等重点措置の強化策については、以下の URL から、それぞれ入手できます。

([https://corona.go.jp/emergency/pdf/manbou\\_kyokasaku\\_20210423.pdf](https://corona.go.jp/emergency/pdf/manbou_kyokasaku_20210423.pdf))

また、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、具体的な指針が4月23日付で内閣官房から都道府県等に対して通知されています。（以下の URL から入手できます。）

([https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210423.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf))

#### 4 緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保等について

4月23日付で、農林水産省食料産業局長と経済産業省大臣官房商務・サービス審議官の連名で、食品産業センター会長あてに緊急事態宣言下における

- ① 事業者の業務の継続、②安定供給の確保、③密集回避・感染防止策の徹底、④緊密な連絡体制について、依頼する通知文が発出されました。

（別添を参照ください）

以上です

##### 【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
池田 ([ikedada@shokusan.or.jp](mailto:ikedada@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

##### 【国への要望の送信先】

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398

(別添)

3食産第513号  
20210423商局第1号  
令和3年4月23日

一般財団法人食品産業センター 会長 殿

農林水産省食料産業局長  
(押印省略)

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官  
(押印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急  
事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保等について

食品その他生活必需品の安定供給については、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、早急かつ多大な御協力をいただき、ありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき政府対策本部長から緊急事態宣言がされることとなりました。

従前より、ガイドラインに基づく感染拡大防止に取り組むとともに、食品その他生活必需品の供給に支障が生ずることのないよう取り組んでいただいているところですが、貴業界団体におかれましては、引き続き、都府県知事の要請も踏まえつつ、食品その他生活必需品の安定的な供給を行っていただきますよう、貴業界団体傘下の中・大規模事業者に下記の事項について周知をお願いいたします。

また、地域の小規模の事業者につきましては、可能な限りの対応をお願いいたします。

## 記

### 1 事業者の業務の継続

緊急事態宣言がされた状況においても、食品などは国民生活に必要不可欠

な物品であることから、その安定供給の確保のため、令和2年3月13日に農林水産省の担当局庁の長から発出した食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン及び各団体において業種ごとに策定したガイドライン並びに都府県知事の要請を踏まえ、操業停止等をすることなく、人員、物的資源等を確保し事業を継続するようお願いいたします。

## 2 食品その他生活必需品の安定供給の確保

緊急事態宣言がされた状況においては、需要の波動が大きくなる可能性があることから、各事業者においては、都府県知事の要請も踏まえつつ、需要動向に応じた生産、輸送手段の確保等により食品その他生活必需品の安定供給を確保するようお願いいたします。

## 3 密集回避・感染防止策の徹底

事業の継続に当たっては、感染防止策を徹底するとともに、特に小売店舗等においては、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理の徹底、催物・バーゲンセール等の延期・自粛などの対応をお願いいたします。

## 4 緊密な連絡体制

貴業界団体と傘下の事業者等との緊密な連絡体制を構築するとともに、食品その他生活必需品の輸送手段の確保が困難など安定供給に支障が生ずる状況となった際は、速やかに所管省庁の次の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

農林水産省 食料産業局 食品流通課 03-3502-5744

食品製造課 03-6744-7180

企画課 03-3502-5742

経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 03-3501-1708